

## 令和2年度ケアマネジメント研修

### 災害に備えた支援

# 福祉避難所について

※本日は、風水害による短期の避難を念頭にお話しします。

1

## 福祉避難所とは

- 福祉避難所は、国が示すガイドラインにおいて「要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所」と定義されており、介護を要する高齢者や障害者等が安心して避難所生活が送れるよう、予定避難所（小・中学校、市民センター）とは別の避難所を市町村が設置するものです。
- 本市の福祉避難所は、あらかじめ協定を締結した福祉施設等の協力のもと開設・運営します。
- 市（区対策部）の要請と施設の受諾により開設し、開設後は施設が対応できる範囲で支援を行うこととしています。

2

- 福祉避難所は、予定避難所での生活が困難な方が利用する二次避難所として位置付けられており、災害時すぐに開設するものではなく、予定避難所の状況等を勘案して開設し、介護・介助の必要も踏まえ、避難にあたっては家族等の付添いを必要としています。

### 【ポイント】

福祉避難所は、必要に応じて開設される二次避難所であり、直接避難することはできません。

3

## 要配慮者とは

- 身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者であること。
- 具体的には、高齢者、障害者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族まで含めて差し支えない。

※「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）」から抜粋

4

## 福祉避難所の開設を協定している施設

施設種別	協定施設数	受入可能人数
老人福祉施設 ※特養、養護、軽費、ケアハウス	62	約500人 ※要配慮者ベース
介護老人保健施設	7	
障害者支援施設	12	

※本市では、協定施設を公表していません。  
 ※受入可能人数は、施設の入所者の状況等により変動します。

5

## 協定施設に協力をお願いしていること

項目	内容
場所の確保	会議室やホール、和室など避難場所に使うスペースの確保。
備品等の提供	【施設として対応可能な範囲で支援をお願いしています】 毛布の貸出し 車椅子や簡易ベッドの貸出し 飲料水の提供 食事の提供（可能な範囲で） おむつなどの消耗品の提供（可能な範囲で） 電話の使用 日常生活の支援（可能な範囲で） その他、日常生活において必要となる備品等の貸出し（可能な範囲で）

【ポイント】  
 サービスレベルの介護・介助を受けられる訳ではありません。

6

# 国が示すガイドライン

～制度的な想定～

7

国がガイドライン等で示す福祉避難所の想定 (1)

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（H28.04 内閣府）」

## 第2章 災害時における取り組み

### 【1.1 福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れ】

市町村は、災害が発生し又は災害の発生のおそれがある場合で、一般の避難所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。併せて、地域における福祉避難スペース(室)を開設する。

(中略)

概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等を配置する。 (以下略)

8

## 国がガイドライン等で示す福祉避難所の想定 (2)

### 【3.2 福祉避難所における支援の提供】

市町村は、福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供する。

⇒福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法による実施を想定している。

(災害救助法による救助としては想定していない。)

### 【3.3 緊急入所等の実施】

市町村は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。

9

## 国がガイドライン等で示す福祉避難所の想定 (3)

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（H25.08 内閣府）」

### 第2 発災後における対応

#### 2 避難所の設置と機能整備

##### (3) 福祉避難所の設置

- ①災害が発生し、必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を設置し、福祉避難所に避難することが必要な配慮者を避難させること。
- ②福祉避難所には、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を優先して受け入れる必要があることから、健常の被災者を受入れないようにすること。ただし、要配慮者の家族や要配慮者の介護等支援を行う者は、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させて差し支えないこと。
- ③避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、市町村職員等が協力して介助等を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を設置する施設等の協力を得ること。

10

## 国がガイドライン等で示す福祉避難所の想定 (4)

### 第2 発災後における対応

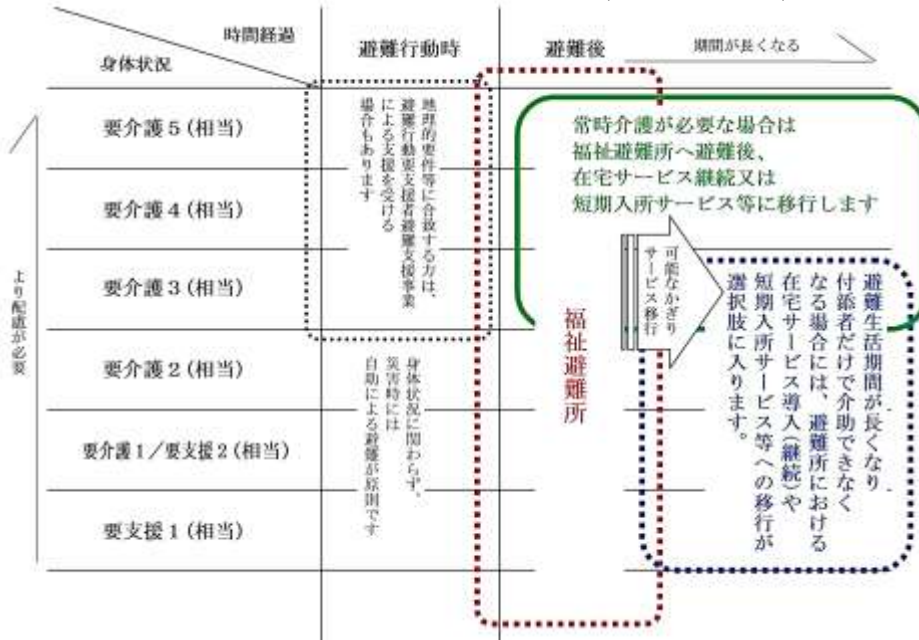
#### 1.4 避難所の解消

##### (1) 避難所の解消に向けた環境整備

- ③避難所の設置は応急的なものであるため、避難所とした施設本来の施設機能を早期に回復することが必要であることから、上記の施策（注：応急仮設住宅の設置や民間賃貸住宅の借上げなど）を講じるのと平行して、できるだけ避難所の早期解消を図ること。（注：避難所一般についての考え方）
- ④福祉避難所で生活する避難者については、障害等の特性を有していること等に鑑みれば、できる限り早期に退所し、よりよい環境移ることが望ましいことから、福祉仮設住宅（注：仮設の入所型施設）等への入居のほか、関係部局と連携を図り高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所を積極的に活用することで、早期退所が図れるように努めること。

これらを踏まえると

## 心身の状況と福祉避難所への避難(イメージ)

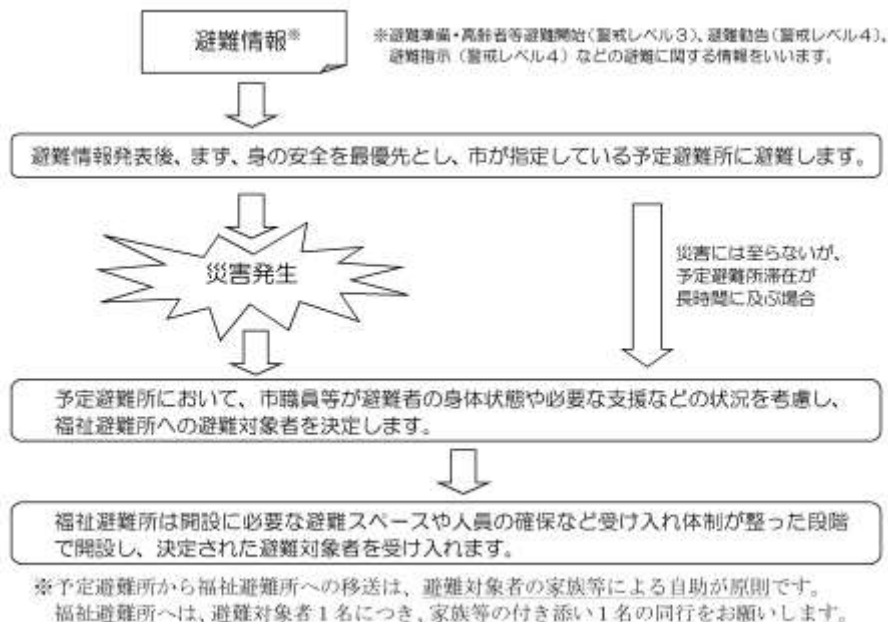


13

話を戻します

14

## 福祉避難所への避難の流れ



※市ホームページ掲載の図と若干異なります

15

## 本市における開設事例 (1)

	H29(2017)年度	H30(2018)年度
日時	7月7日 11:00開設 7月8日 11:00閉鎖	7月29日 9:00開設 7月30日 9:00閉鎖
開設地域等	八幡東区 高齢者施設	門司区 障害者施設
避難者	要配慮者 3名(高齢者) 付添者 2名	要配慮者 1名(高齢者) 付添者 1名(配偶者)
避難形態	直接避難 ※隣接する河川が溢水しそうな状況下で緊急対応	直接避難 ※施設が所在する地域の取組みとの線引きが難しい事例
移送	受入時:施設の協力あり 閉鎖時:施設の協力あり	受入時:施設の協力あり 閉鎖時:施設の協力あり
支援の状況	行っていない。 ※食事の介助などは行わないことを双方で確認	尿器の処理を手伝った。

16



## 本市における開設事例 (2)

	R02(2020)年度	R02(2020)年度
日時	7月7日 17:00開設 7月8日 10:10閉鎖	7月13日 20:30開設 7月14日 14:30閉鎖
開設地域等	門司区 障害者施設	門司区 障害者施設
避難者	要配慮者 1名(障害者) 付添者 なし	要配慮者 1名(障害者) 付添者 なし
避難形態	二次避難 ※前日夕方から市民センターに避難	直接避難 ※左欄と同じ方
移送	受入時: 自助 (相談支援専門員と一緒にタクシーを利用) 閉鎖時: 自助(家族の協力)	受入時: 自助(家族の協力) 閉鎖時: 自助(ヘルパーの支援)
支援の状況	ベッド・車いすへの移乗支援 トイレへの誘導	ベッド・車いすへの移乗支援 トイレへの誘導

※上記2例は同じ方。この間7/9~7/15にショートステイ利用あり。

17

## 本市における開設事例 (3)

	R02(2020)年度 9/6~9/7 台風10号	
日時	9月6日 9月7日	9月6日 9月7日
開設地域等	門司区 高齢者施設	門司区 高齢者施設
避難者	要配慮者1名(高齢者、要介護5) 付添者 2名	要配慮者1名(高齢者) 付添者 1名
避難形態	二次避難 ※近隣の学校から二次避難	直接避難
移送	受入時: 自助 閉鎖時: 自助	受入時: 自助(介護タクシー利用) ※介護タクシーの予約時間にあわせて開設 閉鎖時: 施設の協力あり
支援の状況	—	—

18

## 本市における開設事例 (4)

R02(2020)年度 9/6~9/7 台風10号		
日時	9月5日 9月8日	9月6日 9月8日
開設地域等	小倉北区 高齢者施設	小倉南区 高齢者施設
避難者	要配慮者 6名(高齢者、障害者) 付添者 2名 ※6組の要配慮者を受入れ	要配慮者1名(高齢者、要介護3) ※視覚障害1級あり 付添者 なし
避難形態	直接避難5例、二次避難1例 ※二次避難は市民センターから	直接避難
移送	受入時：自助3例、施設協力3例 閉鎖時：自助2例、施設協力4例	受入時：施設の協力あり 閉鎖時：施設の協力あり
支援の状況	施設職員の対応チームが従事	サービスレベルの介護を提供

19

## 本市における開設事例 (5)

R02(2020)年度 9/6~9/7 台風10号		
日時	9月6日 9月7日	9月6日 9月7日
開設地域等	小倉南区 高齢者施設	若松区 高齢者施設
避難者	要配慮者1名(高齢者、要介護2) ※視覚障害1級あり 付添者 1名	要配慮者1名(高齢者、要介護5) 付添者 なし
避難形態	直接避難	直接避難
移送	受入時：自助 閉鎖時：自助	受入時：施設の協力あり 閉鎖時：施設の協力あり
支援の状況	—	サービスレベルの介護を提供

20

## 本市における開設事例 (6)

R02(2020)年度 9/6~9/7 台風10号	
日時	9月6日 9月7日
開設地域等	八幡東区 高齢者施設
避難者	要配慮者1名(高齢者、要介護5) 付添者 1名
避難形態	直接避難
移送	受入時: 自助 閉鎖時: 自助
支援の状況	—

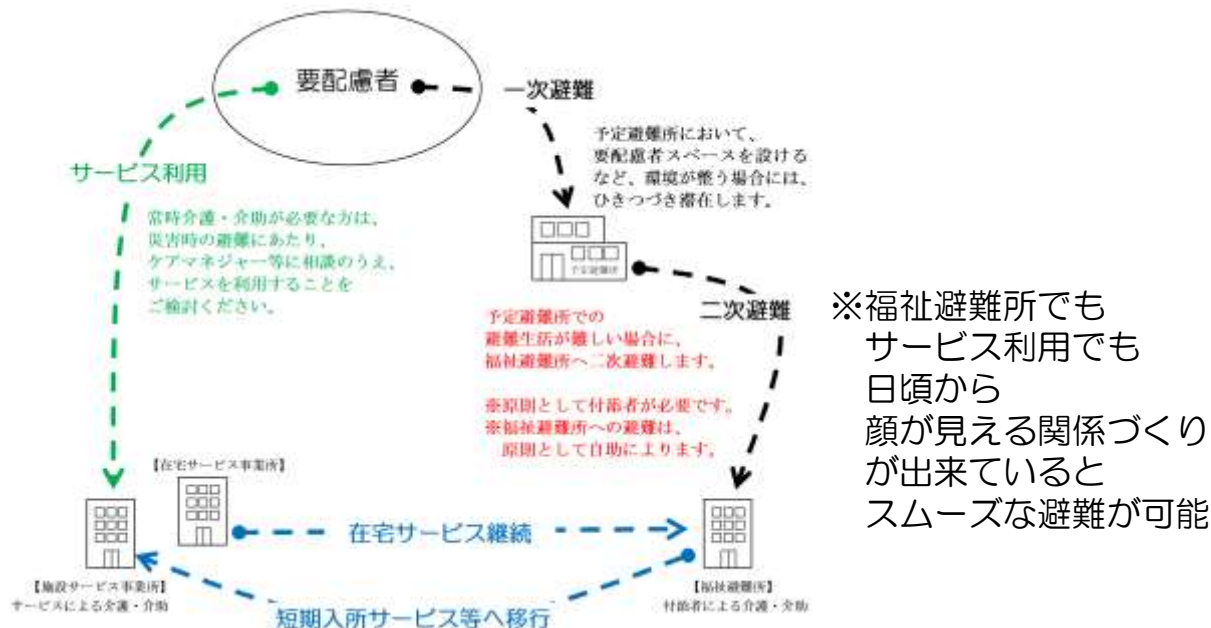
21

## 課題

- 付添者の確保  
⇒福祉避難所で介護・介助は確保できない
- 要配慮者の状態の把握と協定施設への伝達  
⇒支援職が間に入ることで情報伝達が円滑に
- 移送手段の確保
- 「福祉避難所」という名称のイメージ  
⇒福祉施設ではない
- 感染症への対応  
⇒受入れ側(協定施設)も情報、判断材料が欲しい

22

平常時から、サービス利用も含めて避難方法を検討しましょう



23

## 避難に際して

災害時に持ち出すものに、

- 日頃から飲んでいる薬やおくすり手帳
- 健康保険や介護保険の被保険者証
- 日頃使う自助具
- 担当する介護支援専門員、相談支援専門員の連絡先なども加えて欲しい。

二次避難や避難後の福祉サービス継続・再調整のための情報把握がしやすくなります。

24